

アメリカ経済政策の転換

現代アメリカの経済政策と産業空洞化()

小松 聡

The Change of American Economic Policies
American Economic Policies and the Industrial Hollowing(V)

Satoshi KOMATSU

Abstract

In this dissertation, I inquire into the content of "Balanced Budget and Emergency Deficit Act 1985", "Omnibus Budget Reconciliation Act 1990" and "Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993". Those laws are fiscal legislations that restrict government spending and compel the realization of Balanced Budget.

The enactment of those laws was the formation of mechanism that severely restrict fiscal spending in U.S. Economy. The economic grounds and the meaning of those fiscal rules are elucidated in this paper.

It was clarified how U. S. fiscal spending policy came to a deadlock, how U.S. Economic policy was compelled to change in the latter of 1980's.

キーワード アメリカのスペンディング・ポリシー 「一九八五年財政収支均衡法」 「一九九〇年包括財政調整法」
「一九九三年包括財政調整法」

第一章 高圧的経済政策の展開

(『筑波大経済学論集』第三二号)

第二章 アメリカ産業の空洞化

(同、第三四号、第三五号)

第三章 内需主導型経済発展の限界

(同、第三七号)

第四章 経済政策の転換 蓄積構造の変化

第一節 財政政策 OBR A政策の展開

1 レーガン政権の「八五年財政収支均衡法」

2 ブッシュ政権の「OBR A 90」

3 クリントン政権の「OBR A 93」(以上本号)

第二節 財政動向の実態

第三節 外圧的経済政策の強行

(補)アメリカ産業の動向

第五章 九〇年代の世界資本主義構造

世界的蓄積条件の喪失

結び ポスト・アメリカ資本主義の時代

第四章 経済政策の転換 蓄積構造の変化

以上みたようにレーガノミックスによる膨大な「双子の赤字」の累積は、結局深刻なアメリカ国家財政破綻の危機とアメリカの純債務国化への転落¹¹実質的な対外的経済破産に帰結した。そのため八五年中央の純債務国化を契機にしてそれ以降、アメリカ国家の経済政策は歴史的に根本的転換を余儀なくされた。アメリカ国内産業の「空洞化」¹²供給力の減少を経済的実体的根拠とし、対外純資産の食い潰し¹³純債務国化を直接的契機にして、三〇年代ニューデール以来の伝統的な総需要管理政策が歴史的に行詰まり、経済政策の抜本的方向転換がもたらされているのである。

第一に、アメリカの国家財政政策が基本的に变化した。同国の財政政策ないし国家財政機能が、従来の追加的需要の創出・拡大から追加的国内需要創出の圧縮化へ決定的に切り替えられた。のちに具体的にみるように八〇年代後半以降、議会立法措置により財政赤字額の制限と財政赤字の削減がきびしく強制される仕組みが作られたのであり、それら財政規律法の制定は同国史上前代未聞の出来事であった。

戦後のアメリカではほぼ一貫して財政スペンディングの拡大が政策的に追究され、同国経済は総需要の拡大¹⁴国内市場の拡張を基盤にして成立ち発展する経済であった。財政政策の法制化および同立法措置による財政引締め志向と恒常的な緊縮財政への方向転換は、同国経済政策および同国経済の根本的変更を意味するのである。

第二に、右と裏はらに、対外経済政策が主要かつ重点的政策として積極的に追究されることになった。内需拡大操作政策と国内

市場の拡張が行詰まってしまった以上、アメリカ資本主義は外需¹⁾ 対外市場の拡大に市場を求めざるをえなくなるのであり、外需拡大が同国経済成長・維持の支柱にならざるをえなくなる関係がある。八〇年代後半以降の財政引締め²⁾ 財政赤字削減策の強行で「内需が増える」ということはありえなくなっている。したがって「米国経済の健全な成長を支えるものとしては、外需しかない。」外需すなわち輸出にとつて大切なのは米国産品を受け入れる海外市場³⁾ である(近藤 剛『米国の通商戦略』、徳間書店一九九四年、四六頁)。しかも同時に、外需⁴⁾ 輸出拡大は、アメリカの貿易・經常収支赤字の縮小 対外債務残高累増の歯止めになり、八〇年代後半期に同国が当面したいわゆる「サステイナビリティ」危機の緩和効果をもっていたことも重要である。輸出⁵⁾ 外需拡大は、「サステイナビリティ」の危機を回避しつつ、同時に経済成長 雇用拡大をも保障しうるアメリカにとつてほとんど唯一の方策であつたのであり、巨額な「双子の赤字」の累積で行き詰まつたアメリカ経済の再建に適合的な施策であつたといふ。ここではアメリカ資本主義にとつて、外需拡大は蓄積促進から蓄積の不可欠の条件になり、同国経済の重大な生命線に成り変わつていたのである。アメリカ経済は、従来の内需拡大依存型から外資依存・外需(輸出)依存で成長する経済志向へ転換するのである。こうして八〇年代後半以降アメリカ国家は、従来の総需要管理政策をテコとする国内市場創出・拡大策に取つて代わつて、外需⁶⁾ 対外市場の創出・拡大を第一義的課題として追究し、輸出拡大促進と輸入増加抑制を直接的目的にして攻撃的な「近隣窮乏化」的通商政策及びドル安誘導策さらに国際競争力強化のための産業政策などを強力に断行してゆくのである。

(1)「アメリカの赤字削減は……アメリカ国内で強力なデフレ政策が取られつつある

ことを意味している」。「こうしたデフレ圧力を緩和するために成長活力源として、外需(輸出)の重要性がきわめて高くなつて」ている(竹中平蔵「衝突回避のマクロ経済協調を」、『94米国経済白書』、毎日新聞社、一九九四年、四三頁)。

第三に、前述のように戦後の資本主義世界はアメリカ中心に組織化され、主導されて展開する体制であつた。アメリカの内需主導型経済発展に対応して、非米諸国は輸出・投資拡大型で経済発展しうる条件が与えられていたのであり、アメリカの内需 輸入拡大型経済は資本主義世界経済成長の核心であつた。したがつて八〇年代後半以降のアメリカの経済政策の変化と経済体質の変質化志向は、非米諸国の輸出・投資拡大依存の経済成長に限界を画し、後者にたいして輸出増加の抑制・輸入拡大の強制による深刻なデフレ圧力を及ぼさざるをえなかつた。「柱国」アメリカ経済の変化に適合・追隨して世界経済全体がいちじるしい変貌を余儀なくされるのであつた。

右にみたように八〇年代後半以降、アメリカの管理通貨制を基礎とする高圧的経済政策が行詰り、アメリカの経済政策は内需主導型のそれから外需拡大型志向へ転換してゆくのであるが、まず初めに財政政策の変化についてみてみよう。

第一節 財政政策 O B R A 政策の展開

七〇 八〇年代前半期のアメリカでは大規模な減税スペンディング政策が断行された。フォード政権の「一九七五年減税法」・「七六年税制改革法」やカーター政権の「七七年減税・簡素化法」、レーガン政権が八一年八月に「経済再建計画」の一環として成立させた「経済再建税法」にしても、いずれも所得減税を主要内容とする減税立法であつたのは前述したとおりである(第

一章第三節参照)。

しかるに八〇年代後半以降アメリカの財政政策は全く様変わりした。八五年一月に発足した後期レーガン政権は、一九八五年一月に「財政収支均衡法」(Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985, 議案提出者の名をとって、通称 Gramm-Rudaman-Hollings Act あるいはGRH法と称される)以下「八五年財政収支均衡法」と略称)を、レーガン政権の後継のブッシュ政権は九〇年一月に「OBRA 90」(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990, 「一九九〇年包括財政調整法」、以下「OBRA 90」と略称)を、クリントン政権は九三年八月に「OBRA 93」(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993, 「一九九三年包括財政調整法」、以下「OBRA 93」と略称)を、それぞれ制定したのであるが、それらはいずれも財政赤字スペンディングに制限枠をはめて、財政赤字の削減と財政収支の均衡化の実現を強制する財政引締め立法であった。議会立法措置による財政制は、政権の交代や行政府と議会の取引きあるいは議会の与・野党の政治的対立などによる財政政策の年々の変更を防止・封込めて、多年度間におよぶ財政赤字圧縮方針の貫徹を可能にする制度的仕組みであった。「これは法律なのだ」。立法手段によれば連邦予算の赤字を削減するのかもしれないのか、またどの程度の削減にするのかの「削減率について、大統領や議会に選択の余地はない。削減の環境が整っているか否かとか、政府や議会にやる気があるか否かなどは問題ではない」(H. E. Figgie, Jr., Bankruptcy 1995, 1992, 竹村健一訳『一九九五年合衆国破産』、クレスト社一九九三年、九五頁)。八〇年代後半以降アメリカの財政政策は、それらの財政立法によって決定的に規定されていたのであり、それらの財政規律法はアメリカ経済さらには資本主義世界全体にた

いしても甚大な影響力をもった。八五年末に成立した「八五年財政収支均衡法」から立入ってみてみよう。

1 レーガン政権の「八五年財政収支均衡法」

一九八一年の発足以来、レーガノミクスによる積極的な財政赤字膨張政策を強行して法外な規模の国家財政資金を散布しつづけてきたレーガン政権は、二期目の八五年に入るや一転して「財政支出が収支を上回っている政府のあり方を精算すべき時期にきた」(八五年二月六日大統領一般教書)、「地平線上一大脅威があらわれている。それは財政赤字である。この赤字が抑制されなければ、我われはこれまで達成されてきたすべてのものを、いかなそれ以上のものを失う危険がある」(八六年二月五日大統領予算教書)と強調して、従来の財政政策を一八〇度転換して財政引締めへ切替える基本的方針を明らかにした。連邦議会側も、「双子の赤字」の累積を重大視して財政赤字の圧縮を求める全米商工会議所・全米製造業者協会・全米納税者同盟などによる財政保守主義的運動や連邦予算均衡化の法的義務付けを要求する州議会の決議運動等世論の盛り上がりを反映して、八五年五月に上・下院が五六〇億ドルの歳出削減を盛り込んだ八六年度予算案を可決した。それに引き続き、公債残高法的限度額引上げの議会承認を引き替えに、政府・与野党の妥協の産物として「八五年財政収支均衡法」が、超党派で採択され、「永年アメリカの経済的安定を脅かしてきた財政赤字の是正に今や手がうたれた」という大統領の支持声明と署名をえて、八五年二月二日に同法は成立した。

レーガンは大統領就任以前から、常大規模減税こそは経済成長の槓杆かつ源泉であると力説し、いわゆるラッファー曲線にもとづいて減税が税収増加につながるとして、減税即財政赤字増加

直結の面を無視しつつつけてきていた。八五年以降のレーガン大統領のそうした財政赤字「諸悪の根源説強調への変節は、全く政治的」都合主義にほかならないといえるが、その背景には先にも指摘した次のような諸要因があった。繰り返しになるが、かたんに再論すると、第一に、レーガノミックスの強行による膨大な「双子の赤字」累積の結果、連邦債務残高が二兆二〇六億ドル、対GDP比率五〇・三％（一九八六年度末の数字）、債務利払費が二二九五億ドル、対歳出比率一三・七％（八五年度の実績）に達し、このままでゆけば「一九九五年には……個人から税として徴収された全額全部、あるいはそれ以上の金額を、債務に対する利息として支払わなければならないという状況になり、近い将来に「今まで借りた元本どころか利息すら払えない国家……破滅はやってくる」である」(H. E. Figgie, Jr., op. cit., 前掲訳、一一六、一一四頁)という財政ひっ迫の危機があった。第二に、八〇年代半におけるアメリカの純債務国化にもない、「サステイナビリティ・ショック」と「ハード・ランディング」クラッシュの危機が生じ、そしてそれへの第一義的対処策として、経常・貿易収支赤字縮小のために国内需要・財政需要の引き締めが必須となったこと。第三に、八五年九月のプラザ合意で、G5参加国のドル高是正協調介入の約束と引きかえに、アメリカが自国の財政赤字削減を国際公約し、それに沿う形でレーガン政権が財政赤字削減法案成立のために精力的に議会筋に働きかけた経緯もあった。右のうち何と云っても八〇年代半におけるアメリカの対外債務の累増 対外純債務国への転落から引き起こされた「サステナビリティ・ショック」要因の影響がもっとも大きかった。膨大な貿易・経常収支赤字の累増から「九〇年代には米国の対外純債務が一兆ドルを越すのは確実だろう」とみられ、「果たして、そのと

きドルが、世界経済における基軸通貨としていまの地位を保つことができるだろうか」との懸念が俄かに高まり、アメリカの政権担当者たちの間に「サステナビリティ・ショック」の衝撃が走った(中尾光昭「ブッシュのアメリカ」、教育社、一九八九年、七九頁)。そのためにレーガン政権は、「アメリカのサステナビリティ・ショックを反映して、数多くの政策変更」ないし転換を余儀なくされ、「一九八五年の一年間に、為替レート⁽¹⁾の再調整とマクロ政策協調に関する合意(プラザ合意)……限定的相互主義を前面に打ち出した新通商政策(通商法第三〇一条の活用)採用」と並んで、「財政赤字の強制的な削減シナリオとも言うべきグラム・ラドマン・ホリングス法制定」を断行したのであった(竹中平蔵、前掲、二八、八八頁)。「アメリカがもはや持続不能(アンサステナブル)な経常収支の赤字を、均衡回復に向かわしめる」ためには、何と云っても経常・貿易収支逆調の「最大の要因である自らの財政赤字を削減する必要がある」(同、二九頁)と、内外の政策担当者たちによって認識され、アメリカの「財政赤字削減による貿易赤字の縮小が緊急課題となっ」たのである(中尾光昭、前掲、八〇頁)。こうして八〇年代半という特定時点で、アメリカの国内産業空洞化と対外債権の食潰し・対外純債務の累増を経済的根拠にして、恒常的な財政引締め政策への政策転向が必至となったのであった。

さて、「八五年財政収支均衡法」の骨子はずぎのとおりである。一九九一年度までに連邦財政収支均衡(財政赤字ゼロ)を達成する。その目標の達成のために八六年度(八五年一〇月)から八六年九月)から九〇年度(八九年一〇月 九〇年九月)にいたる期間において、各年度ごとに財政赤字許容限度額を設定する(統合予算ベース)。

(一) 統合予算 (Unified Budget) は、連邦政府に關係する総収入および総支出を合算・統合した予算数値であり、オン・バジェット (On Budget, 予算内) 項目とオフ・バジェット (Off Budget, 予算外) 項目に大別される。

オン・バジェット項目には、ほとんどすべての連邦政府機関にかかわるすべての予算が含まれる。連邦政府機関でありながら、法律によって収支・支出がともに議会での予算審議の対象外とされているものがオフ・バジェット項目である。オフ・バジェット該当の連邦政府機関は、法律変更でしばしばオン・バジェット項目との入れ替えが行われて一定していないが、八五年財政収支均衡法¹⁾ 成立時には郵便事業 (Postal Service) および社会保障信託基金のうちの老齢遺族・障害年金保険 (OASDI) 助定がオフ・バジェット取扱いに分類されていた。そのうち老齢遺族・障害年金保険助定は八三年社会保障法による保険料率引上げにより大幅な収入超過 (八五―九〇年度には九四億ドルから五八二億ドルの黒字計上) であったから、郵便事業助定は収支トントン、オフ・バジェット項目を台算した統合予算ベースでは、その分だけ財政赤字が過小に表示されることになる。オフ・バジェットとの合算は、財政赤字を隠蔽し過小表示する手段になるといふこと、老齢遺族・障害年金を含む社会保障基金の黒字は、将来の長期間にわたる年金給付等支払のための資産として積立てられておくべき性格のものであるという理由から、オフ・バジェット項目とオン・バジェット項目とは区別・切離して、財政赤字額を算出すべきであるとする批判が、同法制定の当初からあった。

なお、連邦予算総資金は、連邦政府資金 (連邦政府の税収および借入れて賄われ、連邦政府の一般的目的に使用される資金) と信託基金資金 (連邦政府が保管者または委託者として特定目的・プロジェクト遂行のために、徴収し使用する資金で、受益者にたいする支払いまたは受益者のための運用以外には使用できない。歳出予算によらず、議会が定めた運用基準で支出される) から成るが、信託基金資金とオフ・バジェット項目資金とは同じではない。信託基金には、老齢遺族・障害年金 (「オフ・バジェット」) のほかに、健康保険基金 (メディケア)、公務員退職年金基金、軍人退職年金基金、失業保険基金、道路信託基金などオン・バジェットに分類されているも

のも含まれている。オフ・バジェット項目については Budget of the U.S. Govern, FY1987, pt. 6, ca. を参照

各年度の赤字限度額は、第31表のとおり。同限度額は、八六年度の一七一九億ドルから始まり以後毎年度三六〇億ドルずつ減額されて、九一年度にゼロにいたる (ただし各年度につき最大一〇〇億ドル以内の範囲ならば、その分だけの赤字額の上増しが許容される)。同限度額は、予算編成にさいして政府と議会が遵守しなければならない赤字上限限度額とされる。

当該年度の予算赤字見積額が、設定された赤字限度額を一〇〇億ドル以上上回るばあいには、大統領は歳出一律削減命令 (sequestration order) を発令し、超過歳出分を予算額から強制的に削減する。同措置により歳出予算規模は目標赤字限度額の枠内に収められる。

歳出一律削減の対象と

第31表 「1985年財政収支均衡法」における財政赤字限度額と赤字実績

単位：億ドル

会計年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
85年度財政収支均衡法	1,719	1,440	1,080	720	360	0	-	-
修正財政収支均衡法 ⁽¹⁾	-	-	1,440	1,360	1,000	640	280	0
実績赤字額	2,213	1,498	1,552	1,525	2,214	2,695	2,904	2,547

(1) 後述。

(出所) Budget of the U. S. Govern. FY 1987, p. 2-14, FY 1995, p. 225 .

なる経費項目は裁量的経費に限られる。同経費は国防費、非国防費に大別されるが、それぞれが削減所要金額の五〇%ずつを負担する。裁量的経費以外の義務的経費と国債支払い費は歳出一律削減措置の対象とはされない。

(c) 連邦財政歳出は、裁量的プログラム (Discretionary Programs) 経費と義務的プログラム (Mandatory Programs) 経費に大別される。前者は、経時的予算権限にもとづく歳出予算経費で、毎年度の立法措置を必要とする。国防総省・農務省及び同関連機関・対外援助・立法府関連の歳出予算法など三本の予算法からなる。各年度毎に議会で予算審議され、各省・機関等の歳出額は議決次第で年々変化する。義務的経費は、恒久的予算権限にもとづく歳出予算で、法律が一たび制定されるとその後毎年自動的に規定額の歳出が認められ、いちいち毎年度の議決を要しない。老齢遺族・障害年金保険、失業保険、メディケア、公務員退職年金保険、労働災害補償およびメディケイド (Medicaid, 低所得者医療扶助)・AFDC (被扶養児童をもつ貧困家族扶助)・SSI (貧窮老人・盲人・障害者扶助)・食糧切符等の扶助や預金保険関係費、農業補助費などが含まれる。その大部分は個人への所得移転であり、一般に受給者人口の増加と法律上規定される給付額の増額変更などによって支出額が自然的に増加する傾向がある。たとえば八六年度には財政支出全体のうち裁量的費用が四四・三%、義務的経費四一・〇%、利払い費三・七%をそれぞれつづいている (Historical Tables: Budget of the U. S. Govern. FY1997, p. 111)。

一律歳出削減措置の具体的な手続きはつぎのとおり。(a) 当該会計年度が始まる直前の八月一日までにOMB (Office of Management and Budget, 行政管理予算局)とCBO (Congressional Budget Office, 議会予算局)が、経済成長率予測や歳入見積り、成立した歳出予算法等にもとづいて当該年度の財政収入・支出の見積りを行う。(b) OMBとCBOによる合同財政収支見積りにもとづく財政赤字額が、当該年度の赤字限度額を一〇〇億ドル以上上回るばあい、両機関が歳出削減にかかわる報告書を作成してG

AO (General Accounting Office, 議会会計検査院)に提出する。(c) GAOは、同合同報告にもとづいて所要の一律歳出削減計画を策定して、大統領へそれを送付し、その実施を勧告する。(d) 大統領は九月一日に一律歳出削減命令を发出する(会計年度開始日の一〇月一日に発効)。(e) ただし、議会は九月中に、所定の赤字限度内に収まるように増税措置を講じたり、歳出削減等関係法を変更修正することができる。このばあいは大統領の一律歳出削減命令の発効は一〇月一日に延期される。

不況期の免責条項。不況時のばあいは、例外として当該年度と次年度について大統領の一律歳出削減命令の適用が免除される。不況期とはつぎのいずれかのばあい。(a) CBOまたはOMBが二四半期連続して実質マイナス経済成長になると予測したばあい、(b) 商務省が二四半期連続して一%未満の実質経済成長率の実績を報告したばあい。

(3) ただし一九八六年度予算(八五年一〇月〜八六年九月中)については、OMBとCBOの八六年度の合同財政赤字見積りが限度額を四八六億ドル超えていた(八六年一月一日時点の見積り)が、会計年度進行途中のために、特例として所要削減額が二七億ドル(国防費、非国防費それぞれ五八・五億ドルずつ)に圧縮されて、二月一日に大統領一律歳出削減命令が発せられ、三月一日に発効している。

(4) 六十 Economic Report of the Pres., 1986, chap. I, Budget of the U. S. Govern. FY 1987, pt. 2, R. D. Reischauer, ed., Setting National Priorities, 1987, chap. I, 浅見敏彦編『世界の財政制度』(金融財政事情研究会、一九八六年)、第2章第5節、山口光秀他編『アメリカ財政と世界経済』(東洋経済新報社、一九九四年)、第3・5章、「一九八六年米大統領年頭三大教書の概要」、『大蔵省調査月報』第75巻第3号、など参照。以上要するに、「プログラム＝ラドマン＝ホリングス法は、次の五年間の財政赤字額の最高上限を定め、さらに第五年目に赤字ゼロに到達することを規定している」(H. Stein, The Fiscal Revolution

in America, second ed., 1996, p. 588)、「固定的な財政赤字目標額を設定し、同赤字目標額を年々減額して、六年後に財政均衡を達成する」と、(R. D. Reischauer, ed., op. cit., p. 12)を定めたものであり、財政赤字の強制的削減を多年度間にわたって政府と連邦議会に義務付けた立法であった。³⁾ 同法は、国防費や公共事業費等政府資金散布の拡大あるいは社会福祉費等政府移転支払の増額、減税スペンディングなどいずれのルート經由によるものにして、全体として国家財政機構による需要創出を法的に拘束して、赤字財政スペンディングを通ずる有効需要の追加・投入を制限する装置であった。

(5)「グラム＝ラドマン＝ホリングス法の本質は、財政赤字削減の保障を与えているところにある。これ以前には赤字削減を目標とする努力は、赤字削減を強制する手続きを欠いていたから、そのような赤字削減を実現する保障がなかった」(Budget of the U. S. Govern. FY 1987, pt. 2-15)。

同法にたいしては、法制面から、「選挙で選ばれていないGAO(会計検査院)が大統領にたいする歳出削減裁定勧告を決定するのは憲法違反である」という法的批判、経済政策面から、「経済状態いかにかわりなく財政支出を抑制し……均衡予算を第一義にして健全な財政政策を圧殺してしまっているから、非合理でありかつバカげている」(A. S. Campagna, op. cit., p. 515)という反対論、たとえば元経済諮問委員会議長W・W・ヘラーは同法の議会審議公聴会で、「八五年財政収支均衡法は、連邦財政が経済過程において果たすバランス機構としての機能を否定する。好況・不況に関係なく厳格な財政赤字削減を実施することはアメリカ経済に甚大な打撃を与えるであろう……同法は理論的にも実際のにも財政政策の暗黒時代への逆戻りになる」と反対意見を陳述している、その他、それまで「聖域」として取扱わ

れてきていた国防費の削減と縮小化を恐れる国防省・国防族議員等の強力な政治的反発などもあった。だが、先にも指摘したように八〇年代後半以降のアメリカには内需「財政需要を圧縮せざるをえない客観的経済的必然性があったから、そうした反対や抵抗が抑えられて、右のような強制的な財政赤字圧縮を主旨とする立法の制定が実現されたのであった。前述のように戦後のアメリカでは管理通貨制を基礎とする拡張的財政政策ないし高圧的経済政策がほぼ一貫して追及されてきた。国家財政ルートをとおして膨大な国家資金が散布され、不断に内需と国内市場が拡大され、それを基軸にしてアメリカ経済は一定の持続的経済成長を達成・維持してきたのであった。そうした従来の財政スペンディング拡大政策の限界を画いたのが右の「八五年財政収支均衡法」であり、同法の成立はアメリカの国家財政機能が追加的需要の創出拡大からその縮小化へ政策的に転換する歴史的ターニングポイントであった。三〇年代ニューディール以来の伝統的な総需要拡大管理政策を逆転させて、「連邦政府予算を抜本的に縮減すること」は、「経済のあらゆる施策に影響を与え……経済成長率、雇用水準、貿易赤字の規模そして国民所得の配分に甚大な影響を与え」、アメリカの経済構造や蓄積構造に根本的な変化をもたらさざるを得ない。その意味で「この法案はおそらく一九三〇年の悪名高きホイレー＝スミート関税法にも匹敵するであろう」(B. Bluestone and J. Havers, *Challeng. May / June*)ともいえる、時代を画する分水嶺的な立法として歴史的に位置付けられるであろう。

とはいえ同法の規定には、財政赤字削減メカニズムとしては重大な難点があった。第一は、大統領の強制的一律歳出削減命令措置が、当初見積り予算を基準にして施行される仕組みになっていたこと。すなわち政府機関(OMB, CBO)が、当該会計年度

開始時点において財政収入と財政支出およびその差額を見積り、そのさいの見積り予算赤字額が、規定されている財政赤字限度ないし許容幅をオーバーするばあいにはその超過分が歳出予算額から削減される仕組みになっていたのである。したがってOMB等政府機関が経済成長率および税収入等歳入高を過大に、利率と利払い費を過少に見積るなどすれば、大統領の強制歳出削減命令は合法的に回避されうるものであり、「現実がだれの目にも明らかになり、その見積りが誤っていたというのが分かるころには、その年度はもはや過去のものとなり、その次の年度が始まっている」という「スリ抜けが可能になるのである。じつさい「大統領と議会が実際より予算をよく見せるために使う……手として、この予測値を利用」した。「歳入の見積りを多くして、歳出の見積りを少なくしたいというのはだれにもあることだが、議会と政府は毎年のように「そうした恣意的操作と工作を「繰り返しているのだ」り、H・フィギーはこれは「一般社会では誰にも通用しない……明白なインチキ」である(H. E. Figgie, op. cit., 前掲訳、一〇四五頁)と断定している。第二に、補正予算がノー・チェック取扱とされていたこと。会計年度が始まった以後の年度中途に、歳出予算の増加が必要となればあい、大統領は議会に追加または不足予算を請求し、議会はそれを採決して補正予算(Supplementary or Deficiency Appropriation)が成立するのであるが、その補正予算は「八五年財政収支均衡法」の諸規定の枠外とされ、大統領の強制的歳出削減命令の適用から除外された。「この法律は、一〇月一五日以後において成立する補正予算支出にたいしてはいかなるペナルティも課していなかった。補正予算は、大統領と議会がくり返しくましく跳び越えることのできる大きなルーブホール(抜け穴)であった」(T. J. Penny and S. E. Schier,

Payment Due, A Nation in Debt, A Generation in Trouble, 1996, p. 40)。「年度途中に補正予算等が成立することによって、当該年度の財政赤字の実績額が目標額を超えたとしても何らの措置も講ぜられない」。財政赤字削減手段とし、「この点が大きな尻抜けとなっていた」(山口光秀他編、前掲、一〇五頁)。第三に、大統領の強制歳出削減措置の対象が、もっぱら裁量的経費項目に限定されていたこと。もともと「八五年財政収支均衡法」の成立過程で、国防費の増額と社会保障等民生費の削減を求めた大統領と、それと全く反対に国防費の圧縮を要求し社会保障費の削減を拒否する議会多数派民主党との深刻な対立があり、その政治的妥協の産物として同法のなかで社会保障費等義務的経費が一律強制歳出削減の適用除外項目の取扱いとされた経緯があったが、じつはその適用外項目の義務的経費は歳出予算全体の約六割と大宗をしめていた(八六 九〇年度間平均五七・〇%、利払い費も含む)。「連邦政府支出を長期的に膨張させている三つのエンタイトルメントは強制的歳出削減措置に関してノーチェックの待遇をつけた。老齢遺族・障害年金保険とメディケア経費の全部が強制的歳出削減措置から免除され」、「連邦政府支出のうち約四〇%のみが大統領の自動的歳出削減命令の対象とされた」(T. J. Penny & S. E. Schier, op. cit., p. 40)。「歳出削減の制裁が、財政赤字増大問題にほとんど寄与していない裁量的経費予算項目に主に課せられているのはアンフェアとみられ、かつ信頼性を欠いた」(R. D. Reishauer, ed., op. cit., p. 13)。「その点で財政赤字削減方法として限界があったのである。第四に、その他、州補助金交付や退役軍人恩給費等特定経費の前年度への前倒し支払いや次会計年度への先送り等の会計上の移転操作などもしばしば行われた。「政府が年度末の九月三〇日に支払をしようが、翌年度の最初の一〇月一日に支払おう

が……どちらのばあいも、カネは使われている。のは同じであり、それらの会計移転操作は予算編成のさいにおける「赤字を減らす……トリック」で、会計上のまやかしであり(H. E. Figgie, Jr., op. cit., 前掲訳、一〇四頁)、強制歳出削減命令の発令を回避する手段として利用されていたのは明かであった。

(6)「見掛け上の財政赤字を改善するために、赤字がある会計年度から他の会計年度へ移転されたし、将来における政府資産の予定売却も、それがじつさいには行われず、売却収入がなかったにもかかわらず、予算収入として計上算入され、国債を金融する費用も、社会保障等信託基金の受取り利子を差し引いた「純」利子を用いることによつて隠蔽された」(T. J. Renny & S. E. Schier, op. cit., p. 40)。

右のように「八五年財政収支均衡法」には重大な抜け穴ないし欠陥があった。

そのために、八七年九月成立の「修正財政収支均衡法」における財政赤字限度額の引上げ改訂や八七年一〇月の「ブラックマンデー」危機への対策として打ち出された追加的な財政赤字削減合意⁽⁸⁾、その他「八六年税制改革法」による税収増加措置⁽⁹⁾などが行われたにもかかわらず、現実の財政赤字実績額は「八五年財政収支均衡法」や「修正財政収支均衡法」で規定された法定赤字限度額を一貫して上回る結果になった。財政赤字実績額と法定赤字限度額の差¹¹超過赤字額は、八六年度には四九三億ドル、八七年度五八億ドル、八八年度四七二億ドル(「修正法」限度額にたいしては一一二億ドル)、八九年度には三〇五億ドル(同、一六五億ドル)にのぼり、さらに九〇年度には、景気後退にとまなづ税収減と義務的経費の増加等要因も加わって実績赤字額はじつに二二二億ドル、法定赤字限度額にたいしては一八五四億ドル(同、一一二四億ドル)も凌駕する規模に達した(前掲第31表参照)。

(7) 国民から選出されていないGAO(会計検査院)院長が行政政府の意志決定を拘

束する権限をもつのは二権分立原則に反するとの理由をもつて、連邦最高裁判所は「八五年財政収支均衡法」にたいして八六年七月に違憲判決を下した。それにとまなづ連邦議会は、急拠八七年九月に同法に替えて「修正財政収支均衡法」を成立させた。主たる修正点は、強制歳出削減計画の策定と大統領への歳出削減勧告権を、GAOからOMB(行政管理予算局)へ移管、合わせて、予算均衡達成年度の二年間の延期

(九一年度から九三年度へ繰り延べ)、各年度ごとの財政赤字上限額の引上げ改訂(前掲第31表参照)に、くわしくはBudget of the U. S. Govern., FY 1988, 参照。

(8) 八七年秋に発生したドル・株・債券価格のトリプル安の「ブラックマンデー」危機の背景には、八五年九月のG5合意後にもはかばかしい改善をみなかったアメリカの「双子の赤字」と対外純債務残高の持続的累増があった。そこで同危機への緊急対応策として、ブラックマンデー直後に設置された大統領府と議会両院幹部との超党派の予算サミットで、財政赤字削減、貿易・経常収支赤字縮小を目的にして、八八年度に三三六億ドル(国防費削減五一億ドル、非国防裁量の経費削減二五億ドル、義務的経費削減五七億ドル、増税等歳入増一〇五億ドル他)、八九年度三五六億ドル(国防費削減七四億ドル、非国防裁量の経費削減一六億ドル、義務的経費削減六二億ドル、増税等歳入増一六億ドル他)、二年度間で計六九二億ドルにのぼる、「修正財政収支均衡法」で規定された八八年度の三〇億ドルの削減額をはるかに上回る財政赤字削減計画の合意が同年二月に成立した(合意額ベース)。

(9)「公正、簡素、成長」をスローガンにし、税負担の公平化を目的にして八六年一〇月に成立した「八六年税制改革法」の骨子は、個人・企業の税制上の優遇措置の廃止・縮小、個人所得税・法人税の最高税率引下げと税率区分の整理・統合からなる。税制優遇措置の廃止による法人税増税と個人所得税減税の差引きで全体として歳入中立的とみられた。だが、投資税額控除の廃止・減価償却期間の長期化・貸倒引当金の損金算入の制限・貯蓄優遇税の制限等各種税制優遇措置の廃止ないし圧縮が所得減税に先行して実施されたから、初年度の八七年度には二〇〇億ドル以上の税増収が見込まれた。くわしくはM. J. Boskin, op. cit., chap. 6, W. A. Niskanen, op. cit., chap. 3, など参照。

たしかに「八五年財政収支均衡法」の諸規定は、議会予算審議のさいの制約条件になり、「大統領の予算提案も、議会の予算計画も、議会の予算決議も、法定赤字限度額を遵守することが強制された」のであり、同法が一定の財政赤字削減・抑制効果をもち、「財政赤字がコントロール不能になってらせん状に拡大するのを防あつする助けになった」(R. D. Reischauer, ed., op. cit., p. 12, 13)のには違いなかった。だが、結局じっさいには「八五年財政収支均衡法は、時機をえた予算関係の立法をほとんど保障できなかったし……同法が約束した十分で持続的な赤字削減を達成するのに失敗した」。また「行政と議会との予算をめぐる抗争の程度を緩和することもできなかった」(ibid., p. 13)のであり、同法に代替する新しい財政規律の仕組みが必要とされたのであった。

2 ブッシュ政権の「OBRA 90」

一九九一、九二年度の連邦財政赤字見積り額は、社会保障関係等義務的経費の膨張に、九〇 九一年の景気後退(九〇年第一、二、三、四半期間、実質GDP成長率がマイナス)にともなう税収減や預金保険関連支出の急増要因も加わって、それぞれ三一・八一、二八〇九億ドルという史上空前の規模に達した(Budget of the U. S. Govern. FY 1992, Pt. 1-21)。それにたいして「修正財政収支均衡法」による法定赤字限度額は九一年度六四〇億ドル、九二年度二八〇億ドルであり、同「均衡法」は形がいは化したばかりではない。もし遵守規定が厳格に守られるとすれば、破滅的巨規模の歳出削減が強制されざるをえないのであり、同法は全く非現実的・非現実化したのである。さらに最低の八七年度には一四九八億ドルへいったん縮小した財政赤字の再膨張は、「サステイナビリティ問題」の再激化を導く恐れがあり、その他

「日米構造問題協議」(八九年九月 九〇年六月)における財政赤字圧縮のアメリカ政府による国際公約の側圧もあった。

こうしてレーガンを引継いで八九年一月に政権の座についたブッシュ大統領は、九〇年早々に発表した「九一年度予算教書」で、補正予算の編成制限や大統領の歳出修正権限の強化等を含む予算制度の改革を提案したのにひきついて、「税収はより減少し、S & L(貯蓄貸付組合)救済関連支出は増加し、支払金利率はより高くなり、一九九一年度の財政赤字は激増しつつある」(The White House, Statement by the Press Secretary, May 15, 1990)といういわば財政危機宣言を發し、財政赤字削減策の協議の場として政府と議会指導者による超党派の特別作業グループの設置を提案した(五月九日に大統領と有力議員との間で予算サミットの設置が決定)。同予算サミットでは、新税導入による増税措置の可否やメディケア等社会保障関係費の削減、国防費及び歳出全体の削減規模などをめぐって鋭い対立・抗争があつたが、ともかく最後には与野党・政府間で妥協が成立し、新税導入と歳出削減を組み込んだ包括的財政プログラム案が、同年一〇月に作成され議会に提出された。その後同案の下院否決、再修正などの紆余曲折を経て、同年一月五日に、「修正財政収支均衡法」を廃棄して、「八五年財政収支均衡法」を再度修正する形で、「OBRA 90」(「九〇年歳入増加法」、「九〇年予算執行法」を含む)が上下院の可決と大統領の署名をえて成立した(以上の経緯は「J. Penny & S. E. Schier, op. cit., pp. 40-41」を参照)。

同「OBRA 90」の最大眼目は、「八五年・修正財政収支均衡法」に含まれていた抜け穴の防止と予算編成プロセスの改正にあつた。「OBRA 90」の内容はつきのとおりである。

第一に、歳出予算にたいする上限額(Cap)制の新規導入。

第32表 裁量的経費の支出上限額 (Cap)

単位：100万ドル

項目 \ 年度	1991	1992	1993	1994	1995
国防費	297,660	295,744	292,686	} 534,800	540,800
国際関係費	18,600	19,100	19,600		
国内費	198,100	210,100	221,700		

(注)1991～93年度は、国防費、国内費はそれぞれ25億ドル、国際関係費は15億ドルの上乗せ猶予額がある。1994、95年度は65億ドルの上乗せ猶予額が認められる。

(出所)Title 13 Budget Enforcement.

財政支出のうち裁量的経費にたいして支出上限額 (Cap) を設定し、各年度ごとの支出が同額を越えないこととする。九一 九三年度は、国防費・国際関係費・国内費の三つの範疇に区分し、その各範疇ごとに、九四 九五年度は、裁量的経費全体についてそれぞれ上限額を設ける (第32表参照)。同上限額は物価騰貴及び概念・定義の変更の技術的理由以外には原則として変更修正が認められない。

従前の「八五年・修正財政収支均衡法」のばあいは予算全体にたいして財政赤字限度額ないし許容額が設定され、それを歳出予算が超過するときに裁量的経費について歳出削減が行われることになっていたのにたいして、ここでは予め裁量的経費の個々の支出項目ごとに支出上限額が設定され、その項目別の限度額

を上回る支出分が項目別に自動的に削除される仕組みになったのである。

同支出上限額は、「八五年財政収支均衡法」等の場合のように当初見積り予算にたいしてではなく、支出実績を直接規制する。そのための方法として、次の三段階にわたって、大統領の強制削減命令措置の発動が適用される。(a) 予算作成段階 ある歳出予算法の成立により、項目別の上限額を歳出予算が上回るようになったばあい、当該年度開始時(一〇月一日)に大統領の一律歳出削減命令 (end-of session sequester) が、OMBの報告にもとづき発動され、当該項目の上限超過額が強制的に削除される。(b) 会計年度進行途中段階 補正予算等の新規歳出予算法の成立によって、歳出が当該年度の上限額を上回るにいたったばあいは、年度中途の六月三〇日以前に成立したものについては、補正予算法等成立後一五日以内に、OMBの報告にもとづき超過分にたいして大統領強制削減命令 (within session sequester) が発動される。(c) 会計年度末期段階 同様に、七月一日～九月三〇日の間に成立したものについては、次年度の支出上限額から当該超過額が大統領の強制削減命令 (look-back sequester) によって減額される。

右のような項目別支出上限 (Cap) 設定と三段階におよぶ大統領強制削減命令の採用によって、「八五年財政収支均衡法」等のばあいにおける諸抜け穴 (過大歳入・過少歳出見積りや補正歳出予算の追加、支払いの先送り等会計上の移転操作など) による大統領強制削減命令措置の適用回避) が封鎖され、その点で財政赤字削減の方法として、「OBRA 90」は「均衡法」よりより強化されたメカニズムになっているのである。

第二に、義務的経費にたいする Paygo (Pay-as-you-go, 項目間収支調整) 方式の採用。

Paygo方式とは、ある項目について法改正によって経費増加が追加されるはあい、あるいは歳入が減少するはあいには、他の項目について同額の経費削減あるいは歳入増加が義務付けられて、経費の増加が自動的に抑制される仕組みである。もし代償的な経費削減や歳入増加の立法措置が議会の会期末までに成立しないときには、議会閉会後一五日後に、OMB報告にもとづいて義務的経費にかかわる大統領歳出削減命令が発動されることになっている。このばあいの削減命令の発動の対象項目順序は次のとおり。(1)三特定プログラム(学校給食用牛乳補助金、羊毛安定供給資金、退職者職業訓練貸付金)の物価スライド部分の削減、(2)特別規定プログラム(連邦学生保障貸付、養育扶助)の一部の削減、(3)その他の義務的経費にたいする一律削減(ただしメディケアの削減率は上限4%以内)。

義務的経費については、「八五年財政収支均衡法」等では大統領の強制的削減命令措置の対象外におかれてアンタッチアブルであったのたいていして、ここではPaygo方式と大統領の強制的削減措置適用の網による増加抑制メカニズムが設定されているのである。もつとも社会保障受給適格者の増加等による自然的支出増加に関しては、それが何ら法律改正を伴わない支出であることから、Paygo方式によるチェックは適用されず、無効力であった。

第三に、右の裁量的経費・義務的経費増加にたいする歯止め措置に加えて、さらに総赤字限度額(Maximum Deficit Account)の設定。

一九九一 九五年度間の各年度につき、財政予算全体にかかわる総赤字上限額が設定される(後掲第33表参照)。ただし同上限額は固定的ではない。経済的・技術的見積りや概念・定義の変更、裁量的経費の上限額の改定その他預金保険関係費の増額に

伴い、総赤字上限額は自動的に改定されうる。さらに九四、九五年度はそれぞれ一五〇億ドルの上限猶予額が認められている(九二、九三年度は猶予額なし)。

先にみた裁量的経費にたいする 大統領の強制歳出削減措置、義務的経費にたいする 大統領の強制歳出削減措置にもかかわらず、なお のように規定された法定総赤字限度額を上回る財政赤字が見込まれるはあいに、議会閉会後一五日以内にOMBの報告にもとづき、超過額にたいする大統領の強制一律歳出削減命令が発動される(国防費から二分の一、非国防費から二分の一ずつの削減)。

その他、不況期のときの大統領強制歳出削減措置の免責条件は、「八五年財政収支均衡法」のばあいと同様。ただし、利払い費・退役軍人年金・低所得プログラム支出(児童扶養・食糧切符)・預金保険関連支出および大統領が認める緊急必要経費については、裁量的経費・義務的経費・総赤字限度額の制限いかにかわらず、すべて大統領強制歳出削減命令の適用が免除される。⁽¹⁰⁾

(10)「OBRA90」は、「八五年財政収支均衡法」とは総赤字限度額 一律強制歳出削減方式が採用されているのと同じであるが、総赤字上限額が経済状況の見積り等の変更に応じて毎年度調整修正されるようになっていこと、財政収支均衡の達成目標年次が設定されていないこと(最終年次の九五年度にも総赤字限度額八三〇億ドルが見込まれ、九六年度以降については財政収支尻目標について何ら規定がない)、さらに社会保障信託基金の黒字が総赤字限度額の算定から除外されることになったこと(社会保障基金の黒字額との合算方式は実際の財政赤字額を隠蔽し、赤字削減努力を弱めるという理由から合算が廃止され、社会保障基金勘定はオフ・バジェット取扱いに移された)の諸点が相違している。

第四に、個人所得税・物品税等増税による歳入の増加措置。
個人所得税の引上げ(七万八四〇〇ドル超の最高所得税率を

現行二八%から三一%へ引上げる、夫婦合算申告一五万ドル超の所得者層にたいする人的所得控除の縮減 超過額二五〇〇ドル毎にその二%を減額、課税所得一〇万ドル超の所得者にたいする項目別所得控除の制限 一〇万ドルを超える所得額の三%相当額を控除額から減額、計四二億ドルの増収(九一 九五年度)。

物品税率の引上げおよび奢侈品にたいする新税導入(タバコ消費税を現行一箱一六セントから二〇セント 九一年一月より、二四セント 九三年一月より へ引上げる、アルコール消費税率引上げ 蒸留酒 \parallel 現行二二・五ドル/ガロン \downarrow 一三・五ドル/ガロン、ビール \parallel 現行九・〇ドル/バレル \downarrow 一八・〇ドル/バレル ワイン \parallel 現行〇・一七ドル/ガロン \downarrow 一・〇七ドル/ガロン、自動車燃料税引上げ ガソリン \parallel 現行九・一セント/ガロン \downarrow 一四・一セント/ガロン、軽油 \parallel 現行一五セント/ガロン \downarrow 二〇セント/ガロン、高燃費車 \parallel 現行五〇〇 \sim 三八五ドル/台 \downarrow 一〇〇〇 \sim 七七〇ドル/台)および高価な奢侈品にたいする新税導入(三万ドル超価格の高級車、一〇万ドル超のボート及びヨット、二五万ドル超の航空機、一万ドル超の毛皮、一万ドル超の貴金属・宝石・時計にたいして、その超過金額に対してそれぞれ一〇%を賦課)、計四二億ドル増収(同)。

その他、社会保障税関連(メディケア保険料の増徴、州・地方府職員にたいする社会保障税の賦課拡大 老齢遺族・障害年金保険に未加入の州・地方職員を加入させる)、計三六一億ドル(同)、航空旅客税(現行八% \downarrow 一〇%)・航空貨物税(五% \downarrow 六・二五%)・港湾荷物従価税(〇・〇四% \downarrow 〇・一二五%)等各種使用税の引上げと電話料金税(電話料金の三%)の延期、二五〇億ドル(同)など。

以上合計して一四六六億ドル(九一 九五年度)の増収。

レーガノミックスの核心である減税政策のテコを墨守する立場から、あくまで増税に反対し「増税なき財政再建」の旗印を掲げつづけていたブッシュ政権も、九〇年に入り「修正財政収支均衡法」による財政統制の行詰まりとその挫折が明らかになると、財政赤字削減と財政再建の方策として増税措置を容認せざるをえなくなり、同年六月二六日に大統領は「財政赤字削減のために増税が必要である」と声明し、「増税はしない」という従来の公約を破棄してしまった。そうしたブッシュ政権の政策転換を反映して、右のように一部増税措置が盛り込まれた点に、前身の「均衡法」と異なる「OBRA 90」の一大特徴があった。

第五に、以上を総合すると、「OBRA 90」における総歳出削減額は三四九七億ドル(九一 九五年度間、ベースライン・ベイスによる⁽¹¹⁾)。その内訳は裁量的経費の削減が一八二四億ドル(国防費六七二億ドル 九一 九三年度、国防費および非国防費一五二億ドル 九四 九五年度)、義務的経費の削減九八九億ドル(メディケア給付四二五億ドル、農業補助金等一四九億ドルその他)及び国債利払い費の削減六八四億ドル(第33表参照)。

他方、増税による総歳入増加額は一四六六億ドル。右の歳出削減額と歳入増加額を合わせると総財政赤字削減額は四九六三億ドルに達する。

総赤字削減額のうち歳出削減額の上める割合が七〇・五%であるのにたいして歳入増加額のそれは二九・五%とまりで、「OBRA 90」の赤字削減は明らかに歳出削減に重点がおかれていた。⁽¹²⁾

(11) ベイスライン・ベイスにもとづく赤字削減額は、現行の政策がそのまま推移し途中で法律の変更や改正が全く行われなければいかに生ずるはずの財政赤字額にたいして減額される赤字分額を意味する。ベイスラインによる赤字額は、「途中で政策変更の干渉がないものと仮定した上で、将来の財政支出と収入のパターンをシミュレーション

第33表 「OBRA 90」による財政赤字削減計画⁽¹⁾

単位：億ドル

会計年度	1991	1992	1993	1994	1995	1991-95
歳出削減額 (a)	220	(430)	(600)	(930)	(1,180)	3,497
裁量的経費	100	(170)	(260)	(490)	(610)	1,824
義務的経費	104	(190)	(230)	(260)	(300)	989
利払い費	16	(50)	(110)	(180)	(270)	684
歳入増加額 (b)	206	(340)	(310)	(340)	(320)	1,466
赤字削減額 (a)+(b)	426	(750)	(910)	(1,270)	(1,500)	4,964
総赤字限度額 ⁽²⁾	3,270	3,170	2,360	1,020	830	10,650
(備考) 「修正財政収支均衡法」限度額	640	280	0			920
(備考) 赤字実績	2,694	2,904	2,550	2,031	1,639	

(1) 1990年10月30日上院予算委員会の見積り計画による(括弧は10月27日のOMBの見積り)。

(2) 1992、93年度はゼロ、94、95年度はそれぞれ150億ドルの限度上乗せ猶予額が認められる。

(出所) Updated Summary of the Conference Budget Reconciliation Bill for F. Y. 1991 (U. S. Senate Com. of the Budget, October 30, 1990), Budget of the U. S. Govern. F. Y. 1998, p. 306, ほか。

「修正財収支均衡法」(Ena. Rep. of Presi. 1991, p. 64) であり、それゆえ同額は経済成長率やインフレ率、人口動態等についての仮定数値いかんによって変化する。ちなみに一九九一年五年度間のベースライン赤字見積りは一兆〇三〇億ドルであり、同額にたいして四九六三億ドルの赤字分が圧縮される。したがってなお同期間に累計五三七億ドルの赤字が残る。というのが「OBRA 90」の赤字削減計画の含意である。

かかるベースラインによる算定基準にたいして、「それは、前年度の支出と比較して考えるのではなく、向う二年間に肥大化するはずの支出と比較する」という方法である。たとえば、「昨年よりも四〇〇億ドルだけ支出を増やし」ても、当該年度のベースライン支出増加が五〇〇億ドルならば、反対に、「一〇〇億ドルの支出をカットした」ことになるのであり、ベースライン算定はきわめて「する賢いアイデア」である(H. E. Figgie, Jr., op. cit., 前掲訳、一三三頁)というH. ファギーのよびな批判もある。

(21) The Budget of the U. S. Govern. FY 1992, OBRA 90 Title 13 Budget Enforcement, Ena. Rep. of the Presi., 1991, 渡部 亮『1996アメリカ経済』(ダイヤモンド社、一九九一年)第3章、山口光秀他編「前掲、第五章、米國一九九一年度予算及び財政赤字削減案」(『大蔵省調査月報』第八〇巻一月号)など参照。

右にみたようにブッシュ政権が九〇年秋に制定した「OBRA 90」は、裁量的経費にたいする支出上限額(Cap)の設定と強制的歳出削減措置、義務的経費にたいするPaygo方式の採用と強制的歳出措置、総赤字上限額にたいする強制的歳出削減措置の三本柱による財政支出の抑制および一部増税措置による歳入増加から構成され、双方から財政赤字を縮小する仕組みになっていた。

同法について、ライシャワーCBO局長は「裁量的経費の上限額と総赤字限度額に関して技術的・概念的・経済的要因による調整が可能になっている点で、予算プロセスがより柔軟で合理的で適切なものとなり、その結果より効果的な予算制度となっている」(九〇年一月二〇日の講演)として、とくに財政支出制限枠の

弾力的取扱い措置を評価し (R. D. Reischauer, ed., op. cit., p. 14, も参照)、また柏木茂雄氏も「均衡予算の達成へ向けた財政赤字削減という規律はきわめて弱くなっている」が、前身の「均衡法」に含まれていた「尻抜けは防止されることとなった」、90年包括財政調整法による歳出削減手続きによって、GRH法の抜け穴封じが実現した点は一応評価される。(山口光秀他編、前掲、一〇九頁)と、「八五年財政収支均衡法」が含まれていた抜け穴の封鎖効果をメリットとして、とりわけ強調している。だが「OBRA 90」の最大ポイントが、国防費等裁量の経費にたいするキャップ制の導入のみならず、老齢遺族・障害保険年金・メディケア等義務的経費にたいする増加抑制措置および所得税率引上げ等増税措置が取入れられたこと、そしてその点で前身の「八五年財政収支均衡法」等と比べていちだんと強化・整備された財政赤字削減「財政スペンディング圧縮のシステム」になっているところにあるのである。「OBRA 90は歴史上最大の財政赤字削減プログラムであった」(H. Stein, op. cit., p. 389)と評された理由である。

3 クリントン政権の「OBRA 93」

一九九二年秋の大統領選挙戦で、「九〇 九一年不況と失業増加」及び巨額の財政赤字と「増税なき財政再建」の公約違反の責任をとらされる形で現職のブッシュ大統領が敗退し、アメリカ経済・社会の「変化」と「経済の再生」を主唱した、戦後(一九四六年)生まれのクリントン民主党候補が大差で勝利した。ブッシュに代わって政権の座にいたクリントン政権の最優先課題は何と云っても財政赤字削減問題であった。九〇年の「OBRA 90」の制定と一部増税の断行にもかかわらず、アメリカの財政赤字ははかばかしく縮小せず、却って九二、九三年度における財政・買

易の「双子の赤字」とアメリカの対外純債務残高はいちだんと膨張し、「歳入不足額は一九九〇年の二二一〇億ドルから一九九二年には二九〇〇億ドル以上へどんどん増大しつづけた……ビル・クリントンが一九九三年にホワイトハウス入りした時には新たな財政赤字の危機が目前に迫っていた」(T. J. Penny & S. E. Schier, op. cit., p. 42)からであり、クリントン政権にともなう財政赤字の削減と財政引締めが客観的歴史的任務にならざるをえなかった。

クリントンは、大統領就任(九三年一月二〇日)演説でアメリカの経済・社会の「行き詰まりと迷いの時代を終わらせ、アメリカ再生を新しく始める」と高らかに宣言し、即座にそのための方策として「我われの経済を立直らせること」すなわち同国経済の再生と経済成長の実現を目的にした「我われの国家を新しい方向に導く、我われの包括的な経済政策」を二月一七日に公表した。

同「包括的経済政策」(President's Economic Program)は、

「五〇万人の雇用創出」のためのハイウェイ・水質浄化施設建設

等公共事業などによる短期的景気刺激策(三〇〇億ドル、九四

九七年度間)、経済成長率を高め、国民生活水準を向上させる

ための鉄道・空港・道路等産業基盤投資、エネルギー開発投資、

住宅建設、職業訓練など長期的投資策(一六〇〇億ドル、同)、

そして国防費・非国防費(各種補助金・連邦政府職員削減等)

削減(二五三〇億ドル、同)、義務的経費(医師・病院への支払

抑制・農業補助金削減等)削減(九一〇億ドル、同)および個人・法人所得税率引上げ等増税(二四二〇億ドル、同)による財

政赤字削減計画(四九六〇億ドル、同)からなっていたが、

の財政支出増加一九〇〇億ドルとの財政支出削減および増税収入合算四九六〇億ドルを差引きすると純三〇六〇億ドルのマイナスであり、同「政策」の実質は「史上最大規模の財政赤字削減」

計画にほかならなかったのである。そしてそのさい、「財政赤字の削減は、民間部門が投資に活用できる貯蓄を増加させ、金利を低下させ……経済に悪影響を与えかねない金融市場の混乱の危機も減らすであろう」と、ケインズの総需要管理政策教義とは全く反対に、財政赤字支出の削減が蓄積促進・経済成長のテコになる旨を主張して、「財政赤字を削減する勇氣、公平な方法でそれを行う勇氣をもてば、アメリカ経済が再生することを私は確信している」（大統領ラジオ演説、二月六日）と財政スペンディングの縮少を正当化しているのである。アメリカ経済は九〇 九一年不況離脱後も景気回復がきわめて緩慢であり、九三年第、第四半期の対前期比実質GDP伸び率はわすか〇・八％、一・九％、九三年前半期平均の失業率は六・九％に達していた。そうした経済停滞と高失業率の時期に、需要の創出拡大ではなくて逆に国家財政需要の大幅縮小・民間部門からの購買力の吸上げ政策が打ち出されたのは、まさしく景気刺激政策としてのアメリカの国家財政スペンディング機能の限界と同国の経済成長・維持が総需要管理以外の政策手段に依存しなければならなくなっていることを意味しているのである。

(13)「財政赤字削減の主要目的は、昔も今も支出のシフトにある。すなわち政府消費と個人消費から投資へのシフトである。」「赤字削減が総需要を吸い上げて、短期的には経済成長を遅らせかねない心配する向きもあるであろう……だが長期金利の十分な下落を伴った赤字削減はかならずしも景気収縮的ではない。」「財政赤字削減は民間投資の増加を導き、経済の長期的成長率を引上げる上で決定的役割を果たす」(Economic Report of the President, 1994, p. 36)

「財政赤字削減と投資の拡大 いまだかつて歴代どの政権も同時にやることはしなかつた課題」を遂行するために、政府支出は削減されなければならないし、増税も行われなければならない。かかる政策が遂行されれば、より高い経済成長を生

産性の向上、雇用の質の改善、さらに世界市場における国際競争力の改善が確保されるであろう」(大統領の「包括的経済政策」演説)。

同「包括的経済政策」のなかに含まれていた歳出削減と増税計画は、ただちに法案化されて、同年四月のイースター休会明けの議会で本格的審議が開始された。政府原案は、エネルギー新税(石油・ガス・電力等に課税)導入の削除、法人税率の引下げ、国防費・補助金等裁量の経費削減の拡大、医療費等義務的経費削減の拡大などの議会修正をうけたものの、個人所得・法人税等増税と裁量・義務的経費削減の骨格はそのまま維持されて、八月五日に下院を、同月六日に上院をいずれも僅差で通過し、大統領の「この法案が成立すれば今後四年間に八〇〇万人の雇用が作られる」という支持声明と署名をえて八月一〇日に「OBRA 93」として成立した。なお、「包括的経済政策」のうちの「の財政支出計画のほとんどすべては、失業保険特別給付の延長等ごく一部をのぞき、議会で否決されている。

クリントン政権が制定した同「OBRA 93」は、「OBRA 90」の延長線にあり、後者の諸規定をより強化した財政規律法であったが、後者との相違はとくに後者の「90」法における規模を上回る大幅増税とメディケア・メディケイド等義務的経費削減措置が盛り込まれていた点にあった。

「OBRA 93」の概要は次のとおりである。

第一に、大幅増税。

個人所得税率の引上げ。課税所得一四万ドル超にたいする限界税率を、現行三％から三六％へ引上げる。その上さらに課税所得二五万ドル超部分にたいして、付加税一〇％を課して限界税率を三九・六％へ引上げる。九三年一月一日から遡及して実施。一一四八億ドルの増税収(九四 九八年度、以下同)。

(14)「OBRA 90」では最高所得（課税所得七万八〇〇〇ドル超）の限界税率が二八%から三三%引上げられて三二%とされたのに比べて、ここではさらに五%（四万ドル超）ないし八・六%（二五万ドル超）引上げられて、限界税率がそれぞれ三六%、三九・六%に上昇している。

公的年金給付にたいする課税強化。老齢年金等公的年金給付金の八五%（現行五〇%）を納税者所得に算入して課税対象とする。もしくは給付公的年金の五〇%を加えた総所得のうち四・四万ドル（現行三・二万ドル）を超える部分の八五%（現行五〇%）を納税者所得に算入する方法を選択することもできる。九四年一月一日実施。二四六億ドル。

社会保障税（メディケア保険料）の課税対象所得の拡大。課税対象所得の上限額（現行一三・五万ドル）を廃止し、同額を超える所得部分にたいしてもメディケア保険料を課税する。九四年一月一日実施。二九二億ドル。

ガソリン税引上げ。現行のガソリン税率一四・一セント/ガロンを一八・四セント/ガロンに引上げ改訂。九三年一〇月一日実施。二四三億ドル¹⁵⁾。

(15)「OBRA 90」によるガソリン税の一ガロン当り五セントの増税（以前の九・一セント/ガロンから一四・一セント/ガロンへ）の延長（九九年九月三〇日まで）に加ふるにさらに、四・三セント/ガロンが上乗増税されて一八・四セント/ガロンに引上げられる。

法人税率の引上げ。課税所得一千万ドル超の限界税率を現行の三四%から三五%へ一%引上げる。九三年一月一日から遡及して適用。一六四億ドル。この法人税率引上げは、「OBRA 90」には全くなかった増税措置である。

その他、法人交際費の損金算入額の圧縮（現行交際費の八〇%を五〇%へ引下げ、一五三億ドル）、証券会社の棚卸有価証券の

時価評価課税（三八億ドル）、米属領税額控除の制限（三八億ドル）などの法人関連増税。

他方では、低所得勤労家庭所得税額控除の拡大（一七億ドル）、低所得者住宅税額控除の延長（四九億ドル）、航空機・ボート・宝石等奢侈品税の廃止（三億ドル）、試験研究費税額控除の延長（四九億ドル）などの一部減税措置も含まれているが、個人の所得税・法人税等の増税額分が減税額分をはるかに上回って大きく、増税措置による総歳入増加額は二四一〇億ドルにのぼる（第34表参照）。うち個人所得税の増税が総歳入増加額の約半分の最大シェアをしめる。

第二に、義務的経費・裁量的経費等歳出削減。

義務的経費の削減。メディケア経費削減（入院費用の標準価格・医師報酬費用の年改定率を物価上昇率以下へ抑制、特別看護施設の医療費削減、在宅医療費の節減など、五五八億ドル）、メディケイド経費の削減（低所得者診療病院の認定制限および同病院への追加支払い額の削減など、七六億ドル）および連邦公務員・退役軍人の退職年金の削減（連邦公務員・外交官・退役軍人の退職年金の「生計費調整」実施時期の先送り、連邦公務員退職金の一括払い原則の廃止など、一一九億ドル）、農業補助金の削減（農産物の供給調整・価格維持のための補助金の削減、連邦穀物保険の改正など、三〇億ドル）、その他。以上八八〇億ドル（九四 九八年度）。

なお「OBRA 90」（第8部 Budget Enforcement Act, 「予算執行法」）で規定された、義務的経費にたいする Paygo 強制歳出削減措置の制度はそのまま延長（九八年度まで）。さらに義務的経費の膨張抑制を目的にして「監視制度」（義務的経費に一定の目標限度額を設定し、支出額がその限度額を一・五%以上上回っ

第34表 「OBRA 93」における財政赤字削減計画

単位：億ドル

会計年度	1994～98累計 ⁽¹⁾	構成比(%)	1994～98累計 ⁽²⁾	1994	1995	1996	1997	1998
増税・歳入増加額(純)	2,410	48.6	2,501	274	469	543	628	586
個人所得税増税	1,148	23.1	1,245	170	258	285	260	272
ガソリン税(含自動車燃料税延長)	321	6.5	320	45	46	75	77	77
公的年金の課税強化	246	5.0	183	15	39	41	43	45
社会保障税の課税対象所得拡大	292	5.9	292	27	60	64	68	72
法人税率引上げ	164	3.3	143	38	25	26	27	27
歳出削減額(純)	2,550	51.4	2,547	193	358	462	661	873
義務的経費削減	880	17.7	713	29	103	165	183	233
(マダゲケケテ経費削減)	558	11.3	491	19	54	97	140	181
(マダケケケ下経費削減)	76	1.5	72	—	10	18	22	23
(公務員・軍人退職年金削減)	119	2.4	115	4	8	29	36	37
(農業補助金削減)	30	0.6	—	—	—	—	—	—
裁量的経費削減	1,020	20.6	1,077	102	172	175	266	362
(国防費)	1,108	22.3	—	—	—	—	—	—
(非国防費)	△ 89	△ 1.8	—	—	—	—	—	—
利払い費削減	650	13.1	760	29	77	137	212	304
財政赤字削減額	4,960	100.0	5,048	468	827	1,006	1,289	1,458
ペーヌライン赤字見積り ⁽¹⁾	—	—	—	3,020	3,030	3,020	3,280	3,610
赤字削減後の赤字見積り ⁽²⁾	—	—	—	2,594	2,004	1,790	1,843	1,810
(備考) 赤字実績	—	—	—	2,031	1,639	1,075	219	100

△ 増加

(1) 「OBRA 93」成立時の両院財政委員会の評価。

(2) 1998年9月1日のOMBの評価。

(出所) 「大蔵省調査月報」第83巻第6号, Historical Tables, F. Y. 1999, P. 20など。

たばあいには、大統領が議会へ超過額の削減を自動的に勧告し、その議会審議を義務付ける）を導入。

裁量的経費の削減「OBRA 90」で導入された、裁量的経費にたいする上限額（Cap） 強制歳出削減制度の適用延長（九八年度まで）と九三 九八年度間における同上限額の九三年度水準（五五〇一億ドル、支出ベース）を下回る水準（五三七三億～五四七九億ドルの範囲）への凍結。同措置によってベースライン経費水準に比べて国防費が一〇八億ドル削減される。ただし非国防費は投資的支出の拡大を含み、逆に八九億ドルの歳出増加で、裁量的経費全体は一〇二〇億ドルの削減。

国債利払い費の削減。政府債務の長期債から短期債への切替えないし借換えによる利払いコストの節約。また「OBRA 93」の財政赤字削減による政府債務増加テンポの鈍化にともなう利払い費の軽減。六五〇億ドル。

「八五年財政収支均衡法」及び「OBRA 90」で設定されていた総財政赤字限度額 強制歳出削減措置は廃止。

以上合わせて総歳出削減額は二五五〇億ドル（ベースライン＝現行政策ベースによる、第34表参照）。うち義務的経費削減が三四・五％、裁量的経費削減四〇・〇％、国債利払い費削減二五・五％をそれぞれしめる。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

(16) 右の歳出削減計画の補完物として、「医療保険制度改革」と「行政改革」が大統領によって同時平行して提案されている。

クリントン大統領は「OBRA 93」法は財政赤字を着実に減少させる。だが、財政赤字をゼロにするためには医療保険制度改革が必要である。医療保険制度改革は米国民経済にとって、財政赤字の削減にとって、また国民にとってプラスになる（一九九三年八月三日の演説）と強調して、就任直後の一月五日に「医療制度改革タスク・フォース」（大統領直属の特別委員会、トップ責任者ヒラリー大

統領夫人）を設置し、そして同タスク・フォースが作成した医療保険制度改革法案を同年一〇月に議会に提出した。同案は、医療費抑制、州ごとに、全国民加入を原則とする「地域医療保険組合」（Regional Health Alliances）を設立し、同組合による医療供給者にたいする交渉力強化と医療サービス供給者間の競争促進をはかる。また政府行政機関による医療保険料の上限設定・医療過誤訴訟の抑制・事務管理費の削減などの実施。国民皆保険制。大企業の「企業保険組合」（Corporate Alliance、従業員五千人以上の企業が独自に設立・運営し、自社の従業員に医療保険を提供する機関）によってカバーされない中小企業従業員・同事業主および地域住民・貧窮高齢者等全員にたいして州「地域医療保険組合」への加入を強制する。国民のすべては「企業保険組合」ないし「地域医療保険組合」に加入し、医療保険が供給されることになる。

保険資金源、事業雇用主にたいし保険料の八割拠出、被保険者にたいし残りの二割拠出の個人負担を義務付ける。ただし零細中小企業・低所得者・失業者等にたいしては保険料負担の割引が適用される（たとえば従業員七五人以下の中小企業は法定保険料負担の三 八割の割引が受けられる）。同保険料割引き（＝連邦政府の保険料補助）の財源と予防医療費・処方医薬品費・在宅介護費等の財源、タバコ税の増税（現行一箱、四セントを九九セントへ引上げる）と「企業保険組合」を設立する大企業にたいする課税賦課（給与支払い総額の二％）などにより調達。

じつさいには右の医療保険制度改革案は、新たに保険料拠出負担が義務づけられる中小企業や医療関係増税負担を強いられる大企業の強い反対と権限の侵害を恐れる全米知事連盟などの政治的抵抗をつけて、提案一年半後に議会で否決され、結局廃案に追い込まれ、アメリカ史上画期的な国民皆保険制度は流産している。

さらに、クリントン大統領は、九三年二月九日に「ホワイトハウス職員削減計画」（現有一四〇〇人を一〇五〇〇人へ削減、年間一千万ドルの経費節約）、同一月一〇日に「連邦政府再編成計画」（連邦政府職員一〇万人の削減、行政経費二二％削減、各種諮問委員会の整理など）および九月七日に「行政見直しタスク・フォース報告」（官僚主義の排除・国民第一主義・政府職員の能率向上・政府の無駄排除の項目事項から構成）の諸行政改革計画を、それぞれ発表している。

(17) その他、九三年八月四日付けの大統領行政命令によって「財政赤字削減基金 (Deficit Reduction Fund) が設置された。同基金は、「OBRA 93」の実施により生ずる増税収入や歳出削減分を繰り入れて蓄積し、その新規歳出向けや減税財源としての使用を禁じ、もっぱら外国政府保有財務省証券の償還用資金として限定充てることとしている。

第三に、以上増税による総歳入増加額二四一〇億ドル、総歳出削減額二五五〇億ドルで、合わせて財政赤字削減総額は四九六〇億ドルにのぼっている(九四 九八年度、両院財務委員会評価、第34表参照)。このうち総赤字削減額にたいする増税・歳入増加額の割合は四八・六%、歳出削減額の割合は五一・四%をしめ、「OBRA 90」のばあいのその割合(一九・一%対七二・九%)と比べて、「OBRA 93」では増税収入による赤字削減寄与率がいちじるしく高くなっている。なお、GDPにたいする財政赤字額の比率は九三年度の五・四%から九七年度には二・七%への低下が見積もられている。

(22) 以上 Eo. Rep. of the Presi, 1994, Budget of the U. S. Govern. FY 1995, 終止戸『世界経済日書平成5年版』第2章第1節、『大蔵省調査月報』第83巻第6号、新井豊「米国の新たな財政赤字削減策の概要」(『ファイナンス』一九九三年九月号) など参照。

「OBRA 93」に対しては、計画最終年度の九八年度にも二二〇億ドルないし一八一〇億ドルの財政赤字を見込み(財政委員会、OMBの九三年九月見限り)、財政規律法としてなお「ゆるふん」であるとか、大がかりな増税にたいして納税者は「節税と延納」で対抗するから「見込んだほどの財政赤字削減を果たす可能性は全くない」、あるいは「国防費の実質二五%削減」は実現不可能で、「非国防国内支出削減」も実質的に不十分で、かつ「実際にはいかなる削減も生まない希望的観測数字にすぎない」

(M・フェルドスタイン) などといった批判が加えられている。だが同法は、「大幅増税 財政赤字削減」方針を貫き、これに対する野党共和党議員の猛反発から、下院では二票差、上院ではわずかに一票差で辛うじて同法が通過している。かつ義務的経費の削減も盛り込み、医療保険費等義務的経費引き締めとの反面では社会保障税が引上げられている。収入と支出の両面から財政赤字をしぼり込む機構を形作ったのであり、その点で前身の「OBRA 90」よりいちだんと強化・整備された財政赤字削減法になっているのである。

いま所得税率の歴史的推移をみると、最高個人所得税率はレーガノミックスの「八一年再建税法」で従前の七〇%が五〇%へ、さらに二八%(八六年税制改革法)へ劇的に切下げられたのが、反転して九〇年代には「OBRA 90」で二八%から三二%へ、「OBRA 93」で三六%(課税所得一四万ドル超)ないし三九・六%(課税所得二五万ドル超)へ一挙に引上げられている(第35表参照)。これに総所得一三・五万ドル超にたいする社会保障税二・九%の引き上げが加わるから最高所得者層の限界税率は四二・五%に達する。「OBRA 93」では、同「90」の水準に比べ最高課税所得(二五万ドル超)の限界税率は三七%、一八万ドル超課税所得のそれは二五%引上げられて、上位一%の最高所得の実効税率は一九七七年以来の最高水準に引戻されている。また、「OBRA 93」で法人税率(課税所得一千万ドル超)も、三四%から三五%へ、ガソリン税率も三〇・五%引上げられている。九〇年代の「OBRA 90」、「OBRA 93」は、八〇年代における「レーガン減税を逆転させて全般的に高額所得者の負担を高め」た(春田素夫編著『現代アメリカ経済論』、ミネルヴァ書房、一九九四年、二二六頁)のであった。もっとも「OBRA 90」「O

第35表 個人所得税率⁽¹⁾の変化

課税所得(ドル)	限界税率(%)		
	86年税制改革	OBRA 90	OBRA 93
0 ~ 36,900	15 ⁽²⁾	15	15
36,900 ~ 89,150	} 28 ⁽³⁾	28	28
89,150 ~ 140,000		} 31	31
140,000 ~ 250,000			36
250,000以上			39.6

- (1) 夫婦合算申告。
 (2) 0 ~ 29,750ドル。
 (3) 29,751ドル超。ただし71,900 ~ 149,250ドルは33%。
 (出所) Eco. Rep. of the Presi., 1994, p. 34.

「米国の税制改革の概要」(『日銀調査月報』, 昭和61年10月号)

BR A 93」における所得税率引上げは富裕者層に限定され、低所得税率はレーガン政権下の「八六年税制改革法」で定められた水準のままにすえおかれ、「OBRA 93」による増税分の七〇%は、年収一〇万ドル超の所得層が支払ったと指摘されている。

以上のように八〇年代後半以降のアメリカでは、「八五年財政収支均衡法」や「OBRA 90」、「OBRA 93」がそれぞれ制定されて、税制面、歳出面での改革が行われ、財政スパンディング圧縮ないし中断のメカニズムが構築された。「OBRA 93」等財政規律法によって、アメリカの国家財政機構は総需要の創出・追加から総需要中立ないし需要吸収的機能へ変化し、それに伴い従来の内需主導型のアメリカ経済も体質変化してゆくのである。¹⁹⁾

(19) なお、「一九九七年均衡予算法」が、九七年八月に政府と共和党主導の議会との対立・妥協を経て成立している。

同法は、メディアケア・メディアケイドを中心とする歳出削減(二七〇〇億ドル)一九九八 - 二〇〇二年度) 財政収支均衡化達成(赤字ゼロ)の目標年次を二〇〇二年度に定める。キャピタルゲイン減税(最高税率を二八%から二〇%へ、最低税率を一五%から一〇%へ引下げる)・教育減税(大学生一人につき最大一五〇〇ドル)・二年生 ないし一〇〇〇ドル 三・四年生 の税額控除)・養育控除(一七歳未満の子供一人当り四〇〇ドルの税額控除)・住宅控除(住宅売買益の所得控除を五〇万ドルへ引上げる)などの減税、純額五二億ドル(九八 - 二〇〇二年度)からなる。

とくに、九三年からつづいている比較的順調な経済成長にもなう法人税収の増加を源資にして、一部減税措置がふくまれているところに、「九七年均衡予算法」の大きな特徴がある。とはいえ、歳出削減規模は減税額規模をはるかに上回って大きく、かつ税法系の中心をしめる個人所得税・法人税の税率引下げによる減税措置は全く含まれていない。